内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月３日
こども家庭庁成育局保育政策課

内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令案について、令和８年１月５日（月）から同年２月３日（火）まで御意見を募集したところ、計４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
１	賛成です。「その他の地域の実情を勘案」とありますが、具体的にどのような内容として解釈すればよいでしょうか？ また、財務省のホームページにある「令和７年度予算の編成等に関する建議」では、地域型保育事業の収益が高いことが課題として挙げられています。こうしたことに配慮しながら制度を整備することを求めます。	前段については、「満３歳以上の幼児・・・に係る保育・・・の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案」することとしているとおり、地域における保育所、認定こども園等の整備状況等を踏まえて構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業の活用について必要な検討をしていただくことを想定しています。 後段については御意見として承ります。

その他３件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。